

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する新たな取扱い

令和4年8月8日時点

事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱い

(1) 賃上げ評価期間

- ・ 契約締結予定日を含む国の会計年度内の4月以降に開始する事業者の事業年度
または
- ・ 契約締結予定日を含む暦年

(2) 令和4年度において事業年度開始前に賃上げ実施する場合の特例

令和4年度において事業年度開始前に賃上げを実施する事業者にあつては賃上げ実施月から1年間を評価期間とすることも可能。

【追加】

(3) 事業年度開始後に賃上げを実施する場合の特例

事業年度開始月より後の賃上げについては、下記のいずれの条件も満たす場合に賃上げ実施月から1年間を評価期間とすることが可能。

① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること

※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内に賃上げが行われていることとする。

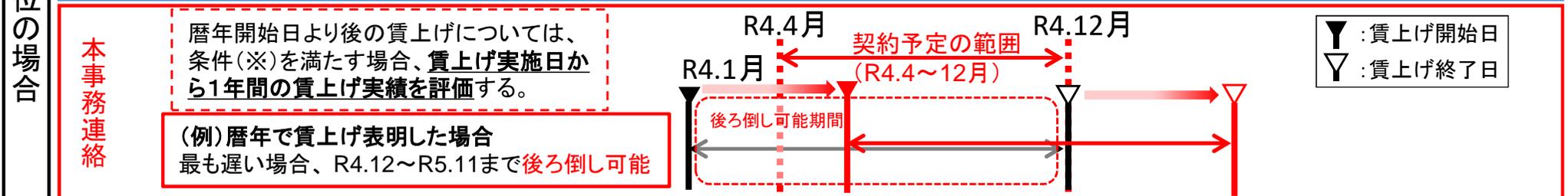
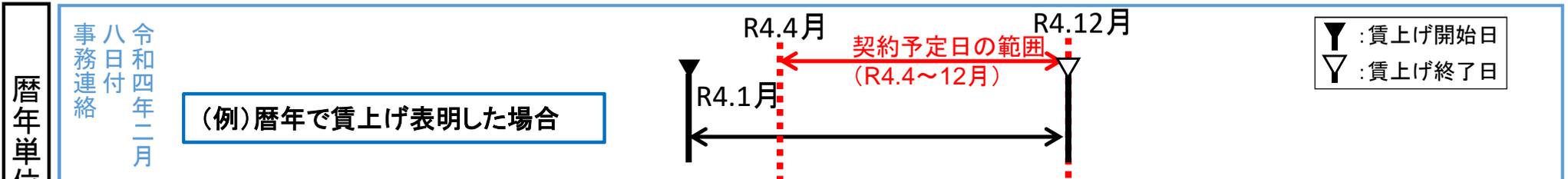
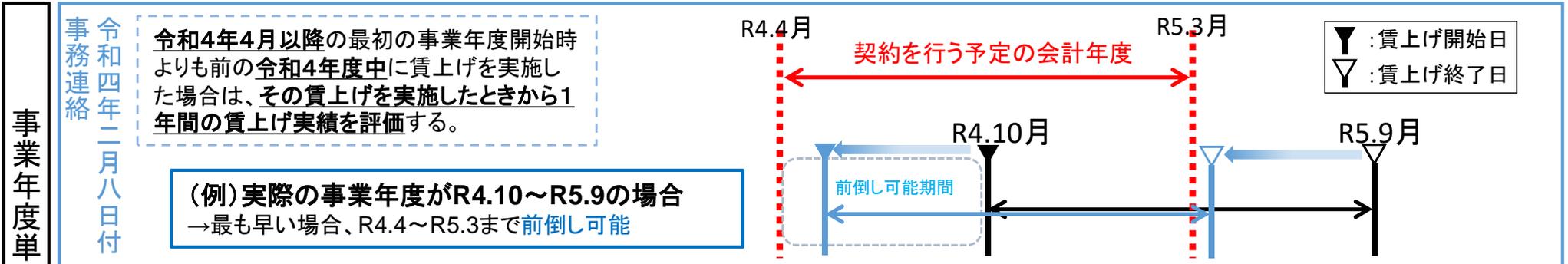
② 当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること
(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)

賃上げ実績確認期間の後ろ倒しについて

【参考資料】

○以下の2つの条件を共に満たす場合、賃上げ実績確認期間を後ろ倒すことが可能。

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること
(暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること)
- ② 当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)



○賃上げ加点措置を受け、賃上げ水準が未達成の場合には、減点措置を課すこととしているところ。

○天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者について、減点措置を要しないこととし、できるだけ多くの事業者が賃上げ表明を行うことが可能となるよう、その典型的な事例を予め次の通り例示。

(1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

(2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

(3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名した理由書の提出があった場合は減点措置を課さないこととする。

① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※ (1) 及び (2) に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、財務省の通知に基づき、改めて周知する。

※ 「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

※ (1) から (3) は例示であり、これ以外の事象等については、今後必要に応じて別途通知する。